

# 告 示

埼玉県告示第千二百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）鷲宮南部開発SC

埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字久本寺字谷田百二十六 一外二百七十

筆

（変更後）（仮称）鷲宮SC

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番地四外

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）埼玉県北葛飾郡鷲宮町西大輪八百五十八 二 百二

（変更後）埼玉県久喜市久本寺二十七番地一

## ハ 変更年月日

平成二十三年三月八日

## ニ 届出年月日

平成二十三年十月四日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十八日から平成二十四年二月二十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課